

財務報告実務検定（2014年12月1日以降開始試験から、現行法令対応となりました）では、3月末決算の東証上場会社（プロ向け市場は対象外。別記事業ではなく、連結あり、IFRSの任意適用なし）を前提として、「受験日当日が含まれる事業年度」（以下、「受験事業年度」）の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（早期適用については出題範囲外）。また、四半期の財務報告についても、受験事業年度の四半期に原則適用となる法令等が出題範囲となります（早期適用については出題範囲外）。

例えば、X1年12月1日からX2年3月31日までの期間に受験する場合、3月末決算の会社において当該受験日が含まれる事業年度はX2年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X2年3月期」となります）。また、四半期の財務報告についても、X2年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。一方、X2年4月1日からX3年3月31日までの期間に受験する場合、3月末決算の会社において当該受験日が含まれる事業年度はX3年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X3年3月期」となります）。また、四半期の財務報告についても、X3年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。

以上が試験対象基準期に関する原則ですが、2016年3月期基準については、コーポレートガバナンス・コードの導入・改正会社法に伴う実務対応による受験者の負担軽減を考慮して、「2015年7月1日」より2016年3月期基準が適用されます。

以上をまとめると、下表のとおりです。

試験対象基準期	受験可能日	試験対象法令等
2015年3月期	2014年12月1日から 2015年6月30日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2015年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（四半期の試験対象基準期も同様）
2016年3月期	2015年7月1日から 2016年3月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2016年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（四半期の試験対象基準期も同様）

今後、法令等の改正があった場合には、その都度、原則適用の施行日より試験問題及びテキスト類がアップデートされます。

なお、IFRSへの対応については、本検定は原則適用の基準等を出題するというスタンスを維持しつつも、IFRSの強制適用の時期等が確定された段階で、IFRSの取扱い方針を明確化する予定です（詳細は本検定公式ホームページにて、十分な時間的余裕をもってアナウンスいたします）。

ただし、強制適用の開始が見込まれる前においても、日本の会計基準とIFRSとのコンバージェンスが相当程度進むことが予想されますので、実際には、IFRSの内容がコンバージェンスを通じて日本の財務報告制度にも取り込まれることとなり、ひいては、財務報告実務検定の試験問題にも反映されることとなります。

V 出題範囲及び主な出題内容

試験においては、大部分の問題が本公式テキストより出題されます。ただし、財務報告実務検定の試験委員会が実務上重要と判断した事項については、本公式テキストにおいて言及がなくても出題される場合があります。たとえば、会計基準等に関しては、開示資料の作成に必要な範囲で出題されることがあります。また、計算問題を含む総合問題も出題されますので、公式問題集、計算問題対策問題集で対策をください。

詳しい出題範囲は次ページの一覧表のとおりです。